

平成 25 年度  
社会保障・福祉政策の動向と対応  
～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～  
政策動向 No.2

2013. 5. 17

新着情報

- |           |                                |           |
|-----------|--------------------------------|-----------|
| 【社会保障】    | ➤ 社会保障・税番号関連法案 衆議院可決           | 2013.5.9  |
|           | ➤ 社会保障制度改革国民会議（第 11 回）         | 2013.5.9  |
|           | ➤ 国会版社会保障制度改革国民会議 中間論点整理       | 2013.4.24 |
|           | ➤ 社会保障制度改革国民会議（第 10 回）         | 2013.4.22 |
|           | 「これまでの議論の整理（医療・介護分野）・案」を議論     |           |
|           | ➤ 社会保障制度改革国民会議（第 9 回）          | 2013.4.19 |
| 【地方分権改革】  | ➤ 地方分権改革有識者会議（第 2 回）           | 2013.4.26 |
|           | ➤ 地方分権改革有識者会議（第 1 回）           | 2013.4.12 |
|           | ➤ 義務付け・枠付けの第 4 次見直し関連法案の提出     | 2013.4.12 |
| 【規制改革】    | ➤ 規制改革会議（第 9 回）：保育に係る規制改革 等    | 2013.5.15 |
|           | ➤ 規制改革会議（第 8 回）：保育に係る規制改革 等    | 2013.5.2  |
| 【高齢者】     | ➤ 社会保障審議会介護保険部会（第 44 回）        | 2013.5.15 |
|           | ➤ 厚労省「都市部の高齢者対策に関する検討会」設置      | 2013.4.26 |
| 【障害者】     | ➤ 「障害者差別解消法案」閣議決定・国会提出         | 2013.4.26 |
|           | ➤ 「成年後見」選挙権付与：公職選挙法改正について議論    | 2013.4.25 |
|           | ➤ 「優先調達の推進に関する基本方針」閣議決定        | 2013.4.23 |
|           | ➤ 「障害者雇用促進法改正法案」閣議決定・国会提出      | 2013.4.19 |
|           | ➤ 「精神保健福祉法改正法案」閣議決定・国会提出       | 2013.4.19 |
| 【子ども・家庭】  | ➤ 子ども・子育て会議 基準検討部会（第 1 回）      | 2013.5.8  |
|           | ➤ 子ども・子育て会議（第 1 回）             | 2013.4.26 |
| 【生活困窮】    | ➤ 生活保護法改正案 生活困窮者自立支援法案閣議決定（予定） | 2013.5.17 |
| 【経済・成長政策】 | ➤ 産業競争力会議（第 8 回）               | 2013.5.14 |
|           | ➤ 経済財政諮問会議（第 9 回）              | 2013.4.22 |
|           | ➤ 安倍首相「成長戦略スピーチ」               | 2013.4.19 |
|           | 「待機児童解消加速化プラン」を発表              |           |
| 【災害対策】    | ➤ 「災害対策基本法改正案」国会提出             | 2013.4.15 |

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会

## 目次：分類・事項

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 1
2. 地方分権改革	【地方分権】	P 10
3. 規制・行財政・特区	【規制改革】	P 14
4. 高齢者	【高齢者】	P 24
5. 障害者	【障害者】	P 27
6. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 34
7. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 42
8. 経済・成長政策	【経済政策】	P 48
9. 災害対策	【災害】	P 53
10. 予算	【予算】	P 54
11. 人材確保	【人材】	P 58
参考資料	諸改革スケジュール	P 59

# 1. 社会保障・財政・税制

## 《直近の動向》

- 2013.5.9 **社会保障・税番号関連法案 衆議院可決**
- ▶ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」等の社会保障・税番号関連法案は、4月26日衆議院内閣委員会で一部修正のうえ可決された後、5月9日に衆議院本会議で可決、参議院に送付された。
- 2013.5.9 **社会保障制度改革国民会議(第11回)**  
**少子化対策分野について議論**
- ▶ 子ども・子育て関連3法の施行に向けた検討、少子化危機突破タスクフォース、待機児童解消加速化プラン等についての説明がなされた。また、委員からのプレゼンテーション(大日向委員、駒村委員、榊原委員、宮本委員)が行われ、少子化対策分野についての議論がなされた。
- 2013.4.24 **国会版社会保障制度改革国民会議 中間論点整理**
- ▶ 超党派の国会議員で構成される同会議は、社会保障制度改革の三原則をはじめ、年金、医療・介護、若年世代の就労・子育て支援等の各分野についての改革案(中間論点整理)をとりまとめた。
- 《中間論点整理・概要》
- 改革の三原則
    - ・国民がガバナンスできる、わかりやすく簡便な制度に
    - ・将来世代にも責任を果たせる持続可能な制度に
    - ・国民(受益者であり負担者)サイドからの改革が不可欠
  - 年金制度
    - (1)年金制度の持続可能性確保
      - ・第2回財政検証の保守的前提での前倒し実施
      - ・マクロ経済スライド発動をはじめ負担と給付の見直し
    - (2)年金制度体制の在り方
      - ・現行制度を所与とせず制度体系の議論を推進
      - ・被用者年金一元化の第一段階

○医療・介護制度

(1)短期改革

- ・70～74歳の保険料負担を現行法に定める本来水準に戻すこと

(2)中期改革

- ・地域に根ざし安心して医療・介護を受けられる地域包括ケア体制の確立を
- ・全国民のライト(適切な)アクセスの保障
- ・地域に根ざした予防・先進医療の充実
- ・出来高制に基づく報酬体系の抜本見直し
- ・医療計画、介護計画等のずれの修正
- ・保険者機能の再編、見直し

(3)保険財政の持続可能性確保・歳出の圧縮・コントロール等

○若い世代の就労・子育て支援

- (1)社会保険料負担の抑制
- (2)勤労税額控除(給付付き)導入に向けた環境整備
- (3)民間資源活用による一段の子育て支援

○その他

政府・与党は、社会保障改革推進法等、三党合意の結果を踏まえつつ、2013年度中に、上記の取り組みを推進するための「プログラム法」の制定や「改革工程表」の作成を行い、2015年度までにさらに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

➤ 2013.4.22

**社会保障制度改革国民会議(第10回)**

**「これまでの議論の整理(医療・介護分野)・案」を議論**

- ▶「これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理(医療・介護分野)」(案)について議論し、確認がなされた。社会保障制度改革推進法の検討項目にそった議論の整理が行われた。

⇒主な内容は、《参考》のとおり

《これまでの議論の整理・概要》

- 基本的な考え方
- 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見
- 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用
  - ・医療・介護提供体制の在り方
  - ・外来の役割分担の在り方
  - ・在宅医療と在宅介護の連携の在り方等
  - ・医療法人制度等の在り方
  - ・人材の確保
  - ・医療関連データの収集・分析等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民負担の負担に係る公平の確保</li> <li>○医療保険における療養の範囲の適正化等</li> <li>○個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるために必要な見直し、人生の最終段階を穏やかに過ごすための環境整備</li> <li>○高齢者医療制度の在り方</li> <li>○介護サービスの効率化及び重点化</li> <li>○低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大の抑制</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 今般の「議論の整理」は、中間まとめというものではなく検討項目に沿って各委員から出された意見を列挙し今後の議論を深めていくための資料として位置づけられている。</li> <li>▶ 今後、年金等の議論の後、医療・介護に関する検討を改めて行う予定</li> <li>▶ 介護保険制度に関連する事項及び個別の論点等については、国民会議での議論を踏まえ、介護保険部会で議論する予定</li> </ul>
<p>➤ 2013.4.19</p>	<p><b>社会保障制度改革国民会議(第9回)</b></p> <p>▶「これまでの主な議論(第1回～第8回)」が示されるとともに、医療・介護について、委員からのプレゼンテーションと議論を行った。</p>
	<p style="text-align: center;">* 社会保障制度改革国民会議資料</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/</a></p>

## 《経過》

### ◇ 社会保障制度改革国民会議

2013. 4. 4	<p><b>第8回 会議 (医療・介護②)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関係者を交えての議論</li> </ul> <p>健康保険組合連合会、全国健康保険協会、国民健康保険中央会、全国後期高齢者医療広域連合協議会</p>
2013. 3. 27	<p><b>第7回 会議 (医療・介護①)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関係者を交えての議論</li> </ul> <p>全国老人福祉施設協議会、四病院団体協議会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間介護事業推進委員会</p> <p>&lt;全国老施協・意見の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設拠点づくりがあつてこそ、地域包括ケアが実現する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人（介護施設）のセーフティネット機能</li> <li>・ 社会福祉法人の構造改革：旧措置（無挑戦）型社会福祉法人の改革</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>最低限の介護サービスさえ不可能となる「介護人材枯渇時代」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家戦略としての具体的な介護人材供給計画の提示</li> </ul> </li> <li>▶ <b>「介護保険料 1 万円時代」の到来阻止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無駄の撲滅と効率化・重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護度区分の簡素化・介護認定審査会のあり方等</li> <li>都道府県負担（施設 17.5%・在宅 12.5%）施設は 5%高の是正</li> <li>適切なアセスメントとケアプラン：ケアプランの有料化</li> </ul> </li> <li>・ 特別養護老人ホームについて <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも 20 万人分の特養の緊急整備</li> <li>全室個室規制及び補足給付</li> <li>特別養護老人ホームの内部留保</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">：現状は、過大な資金を内部留保しているとはいえない</p>
2013. 3. 13	<b>第 6 回 会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「基本的な考え方」に関するこれまでの議論の整理、当面のスケジュールの確認 等</li> </ul>
2013. 2. 28	<b>第 5 回 会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ヒアリング（地方三団体、財政審）、意見交換</li> </ul>
2013. 2. 19	<b>第 4 回 会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ヒアリング（日本経団連等 4 団体）、意見交換</li> </ul>
2013. 1. 21	<b>第 3 回 会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ これまでの議論の確認、意見交換</li> </ul>
2012. 12. 7	<b>第 2 回 会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医療、介護、年金、少子化対策の各分野について、厚生労働省の関係審議会部会長を務める委員から現状と課題を説明、意見交換</li> </ul>
2012. 11. 30	<b>第 1 回 会議 ※法律に基づく設置期間：平成 25 年 8 月 21 日まで</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 会議設置手続き、意見交換等</li> </ul>
2012. 11. 16	<b>検討項目 社会保障制度改革推進法に規定</b> <b>民主党・自由民主党・公明党三者実務者協議で合意</b> <p><b>【医療の改革】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健康の維持増進・疾病の予防・早期発見等の積極的促進、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用 等</li> <li>② 医療保険制度の財政基盤安定化、保険料負担に関する公平の確保、療養の範囲の適正化等</li> <li>③ 医療の在り方（個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直し、特に人生の最終段階を穏やかに 過ごすことができる環境を整備）</li> <li>④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革</li> </ol>

	<p><b>【介護の改革】</b> 介護サービスの範囲の適正化等による効率化・重点化、低所得者等の保険料負担の増大の抑制</p> <p><b>【年金の改革】</b> ① 今後の公的年金制度にかかる改革 ② 現行年金制度の改善（低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等）</p> <p><b>【少子化対策】</b> 社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施</p>
--	--

#### ◇ 社会保障・税番号制度

2013. 3. 22	<p>国会提出</p> <p>《概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 個人情報保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図る。他の行政分野、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。</li> <li>▶ <u>平成 25（2013）年通常国会法案成立後、平成 28 年（2016）年利用開始予定</u></li> </ul>
2013. 3. 1	<p>法律案 閣議決定</p> <p>「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」</p>
2012. 9、11	通常国会で継続審議となる。11月の衆議院解散にともない廃案
2012. 2. 14	閣議決定「マイナンバー」を導入するための個人識別番号法案
2011. 12. 16	共通番号法の概要案とりまとめ
2011. 6. 30	社会保障・税番号大綱決定：政府・与党改革検討本部

#### ◇ 税制改正

2013. 3. 29	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」可決・成立 同 30 日公布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得税の最高税率の見直し、相続税の基礎控除の引き下げ、雇用促進税制の拡充 等</li> </ul> <p>「地方税法の一部を改正する法律」可決・成立 同 30 日公布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 復興支援の税制上の対応、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充 等</li> </ul>
2013. 1. 24	<p>与党税制大綱（社会保障・税一体改革関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所得税の最高税率の見直し 平成 27 年より、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設ける。</li> <li>② 相続税・贈与税の見直し ・平成27 年より、相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000 万円×法定相続人数」を「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」に引き下げ。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高税率を55%に引き上げ (小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の限度面積を拡大)</li> <li>・贈与税の最高税率を相続税に合わせる。</li> <li>・子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和。相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加える。</li> </ul> <p>③ 消費税引上げに伴う対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得等に係る措置 所得税において、住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長する。</li> <li>・車体課税の見直し 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化の強化等を実施。</li> </ul> <p>④ その他消費税引上げに係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減税率：消費税率の10%引き上げ時、軽減税率制度の導入を目指す</li> </ul>
--	---

## 《参 考》

### ☆ 「これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理(医療・介護分野)」(案)

#### 《主な内容・要約》

#### ○基本的な考え方

- ❖ 「必要なときに適切な医療を適切な場所で最少の費用で受ける」医療への転換
- ❖ 個人のすべての要求に応えることは不可能であることを前提に制度を再編
- ❖ 社会保障の改革は、社会保障の持続可能性のみならず、地域経済の持続可能性の観点から重要
- ❖ 社会保障と人口動態、経済、産業、雇用の関係性と今後の方向は、地域ごとに異なっており、そのあり方は地域毎に考えていく必要がある
- ❖ 消費増税に見合った社会保障改革が行われることが重要。医療・介護 1.6兆円の充実・効率化それぞれの内容を明らかにすべき

#### ○健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見

- ❖ 高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進

#### ○医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用

##### 【医療・介護提供体制の在り方】

- ❖ 地域医療・包括ケアを目標として各地域の医療・介護需要ピーク時までの地域医療・包括ケアビジョンを作成すべき  
→その際、地域医療ビジョンを前倒して作成し、そのビジョンの実現に向けて、都道府県は地域医療計画、市町村は地域包括ケア計画を、一定年間隔で策定すべき

→それに沿った医療機能の分化・連携を促進するための基金を創設（財源として消費税増収を活用）し、診療報酬や介護報酬による利益誘導ではなく、まずは、補助金的手法で誘導すべき

- ❖ 基金による財政支援は、地域医療・包括ケアビジョンの実現に向けて、具体的な地域医療計画・地域包括ケア計画が策定され、計画の実効性確保の手段も整備されることを前提とすべき。
- ❖ 地域包括ケア計画は、市町村が主体となって、高齢化ピーク時までの計画を策定。介護だけでなく、在宅医療、住まい、生活支援、予防を位置づけるべき。特に住まいの確保は、長期療養患者や介護施設からの軽度要介護者の受け皿としても重要
- ❖ 都道府県を国保の保険者とする。これらの方向性を医療法改正で明示すべき

#### 【在宅医療と在宅介護の連携の在り方等】

- ❖ 病院頼み、介護施設頼みからの脱却をはっきり示すべき。看取りの体制さえできないという危機感を持って対応すべき
- ❖ 市町村が中心となって、地域で医療と介護を一体的に提供できる体制の整備を図るべき。医療・介護の連携・調整の機能は法律上に位置付ける

#### 【医療法人制度等の在り方】

- ❖ 医療法人制度及び社会福祉法人制度については、新しいまちづくりを促進する仕組みの構築が必要であり、具体的には、医療法人制度（及び社会福祉法人制度）の経営統合を促進する制度、医療法人（及び社会福祉法人）の「非営利性」を担保しつつ都市開発に参加できるようにする制度、ヘルスケアも含むコンパクトシティに対する資金調達手段を促進する制度など、総合的な規制の見直しが必要。
- ❖ 社会福祉法人こそ、経営の合理化、近代化が必要。大規模化や複数法人の連携を推進。加えて、社会福祉法人非課税扱いとされているに相応しい、国家や地域への貢献が求められるべき。低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組むべき。

#### 【人材の確保】

- ❖ 介護人材の確保については、処遇改善とキャリアパスの確立が重要
- ❖ 生産年齢人口の急速な減少の中、看護師や介護職員の確保が課題

#### 【医療関連データの収集・分析等】

- ❖ データを収集して、地域による一人あたりの医療費のばらつきの原因や地域の取り組みの費用対効果を研究すべき

### ○医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民負担の負担に係る公平の確保

- ❖ 医療提供体制改革の実効性を高めるためには、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とすることにより、保険者機能を通じた受益と負担の牽制を働かせることが効果的

## ○医療保険における療養の範囲の適正化等

- ❖ 現世代の負担増・給付抑制によって、将来世代の負担増・給付減を緩和する視点が不可欠である。
- ❖ 中高所得層高齢者の本人負担の引き上げ、給付範囲の見直し・効率化を図るべき。
- ❖ 際限ない高齢者向け給付の増大は現役世代の生活設計を破綻させるため、「年齢別」から「経済力別」へ負担の原則を転換すべき。

## ○介護サービスの効率化及び重点化

- ❖ 医療の機能分化のためには、しっかりとした地域包括ケアを構築すべき。介護施設利用の適正化のためにも町のインフラ作りの全体的な取り組みが必要。介護は、24時間巡回型介護、訪問看護などで、重度要介護者の在宅生活限界点を高めるべき。サービス付き高齢者住宅（住まい＋生活支援等）を整備し、そのため、空き家・空き施設など既存社会資源を有効活用すべき
- ❖ 介護について重点化・効率化が求められており、骨太の方針を示すべき
- ❖ 継ぎ目のない「医療」「介護」システム構築の観点からの医療・介護の自己負担・利用者負担の整合性確保が必要
- ❖ 利用者負担の在り方については、一定所得以上の所得がある者や預貯金などの資産を有する者には、応分の負担を求めるべき
- ❖ 軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟・効率的に実施すべき
- ❖ デイサービスは、重度化予防に効果のある給付への重点化などが課題
- ❖ 引退後の引きこもりを予防し、地域の人的資源として活躍を促進するため、自治体による各種サポーター養成講座の提供、地域貢献活動の紹介により、地域の助け合い活動を拡大し、保険のカバー範囲を見直すべき
- ❖ 特別養護老人ホームは中重度者に重点化。軽度者を含めた低所得高齢者の住まいの確保が新たな課題。
- ❖ 補足給付は、所得だけではなく、預貯金や不動産などの資産を勘案して給付すべき。また、低所得となる所得や世帯のとらえ方について、遺族年金等の非課税年金、世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう見直すべき。

## ○低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大の抑制

- ❖ 介護保険料の低所得者軽減の強化が必要
- ❖ 後期高齢者支援金の全面総報酬割と合わせて介護納付金の総報酬割の検討も必要

## ◇ 社会保障・税一体改革

2012. 8. 10	社会保障・税一体改革関連法成立（関連 8 法）		
(8. 22 公布)	▶社会保障制度改革推進法	▶子ども・子育て関連 3 法	
	▶国税改正法	▶地方税改正法	他 4 法

### ☆社会保障制度改革推進法のポイント

▶社会保障制度改革の基本事項を定める

▶改革の実施及び目標時期（第 4 条）

「政府は、基本方針に基づき、必要な法制上の措置については、法律施行後 1 年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる」

▶社会保障制度改革国民会議の設置（第 9 条～15 条）

▶生活保護制度の見直し（附則第 2 条） 等

#### 【目的】（第 1 条）

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

#### 【基本的な考え方・国の責務】（第 2～3 条）

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てることを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

#### 【改革の基本方針】（第 5～8 条）

- ① 公的年金制度（今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入）
- ② 医療保険制度（国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る）
- ③ 介護保険制度（介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保）
- ④ 少子化対策（人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置）

#### 【生活保護制度の見直し】（附則第 2 条）

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行う。生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

## 2. 地方分権改革

### 《直近の動向》

➤ 2013.4.26

#### 地方分権改革有識者会議(第2回)

- ▶ 神野座長が今後の会議の進め方等に関する「個性を活かし自立した地方をつくるために(検討試案)」について説明するとともに、議論がなされた。
  - \* 検討試案は、第1回の議論等をもとに、新藤大臣と事務局の協力のもと、座長の責任でまとめられたもの

#### 《検討試案・概要》

##### ○ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる～更なる地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)と権限移譲

##### ○ビジョン

- ・行政の質と効率を上げる
- ・まちの特色・独自性を活かす
- ・地域ぐるみで協働する

##### ○アプローチ

新たなる推進体制の構築

- ・地方分権改革推進本部で政策を検討・決定
- ・有識者会議による調査・審議
- ・テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討

##### ○ポイント

1. 住民の思いを大切にする
  - ・地域に対する住民の思いを大切にする
  - ・改革が住民生活をどう豊かにするかを意識する
2. 基礎自治体の考えを汲み取る
  - ・都道府県や、住民に最も身近な市町村の意向に配慮しながら、改革を進める
3. 地域の元気をつくる
  - ・地域の人材の持てる力を活かす
  - ・地域資源を掘り起こし、最大限活用する
  - ・日本全体の成長戦略に資するように改革を目指す

	<p>4. 広域の連携を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なネットワークを活用する</li> <li>・特に防災対策に係る緊密な連携は不可欠</li> </ul>
<p>➤ 2013.4.12</p>	<p><b>地方分権改革有識者会議(第1回)</b></p> <p>▶ 地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため設置</p> <p>《構成メンバー》</p> <p>座長 神野 直彦 (東京大学名誉教授)</p> <p>座長代理 小早川 光郎 (成蹊大学法科大学院客員教授)</p> <p>議員 柏木 斉 (株式会社リクルートホールディングス取締役相談役)</p> <p>後藤 春彦 (早稲田大学創造理工学部長)</p> <p>白石 勝也 (松前町長)</p> <p>勢一 智子 (西南学院大学教授)</p> <p>谷口 尚子 (東京工業大学准教授)</p> <p>古川 康 (佐賀県知事)</p> <p>森 雅志 (富山市長)</p> <p>▶ 地方分権改革の在り方についてのほか、国から地方への事務・権限移譲等について議論</p>
<p>➤ 2013.4.12</p>	<p><b>義務付け・枠付けの第4次見直し関連法案 国会提出</b></p> <p style="text-align: right;">※《参考》参照</p>

## 《経過》

### ◇ 地方分権改革推進本部

2013. 3. 12	<p><b>義務付け・枠付けの第4次見直しについて 閣議決定</b></p> <p>▶ 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項は、第3次見直しのうち法律の改正により措置すべき事項とあわせて、<u>所要の一括法案を平成25年度通常国会に提出することを基本</u>とする。</p>
2013. 3. 8	<p><b>地方分権改革推進本部の設置 閣議決定</b></p> <p>▶ 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を推進するため、内閣に設置、本部長 内閣総理大臣。</p> <p>▶ 「地域主権戦略会議」の廃止</p>
2013. 1. 11	<p>内閣府「地域主権戦略室」→「地方分権改革推進室」に改称</p>
2012. 11. 30	<p><b>地域主権推進大綱 閣議決定</b></p> <p>▶ 今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされた。</p>

2012. 3. 9	<p><b>第3次地域主権一括法案 国会提出 →廃案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民生委員定数の条例委任、民生委員推薦会委員の資格・資格ごとの定数廃止</li> <li>▶ 指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任</li> <li>▶ 地域包括支援センターの基準の条例委任</li> <li>▶ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出先機関の原則廃止</li> <li>・ 補助金等の一括交付金化</li> </ul> </li> </ul> <p>※平成24年度：社会福祉施設等施設整備費補助金の一部（厚生労働省）が、「地域自主戦略交付金」の対象事業に拡大</p> <p>※平成24年度予算：地域自主戦略交付金の総額が6,754億円（平成23年度4,772億円）となり、福祉関係については、大規模修繕等と保護施設等の整備については、地域自主戦略交付金により対応することとされる。</p>
2011. 8. 26	<p><b>第2次地域主権一括法成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民生委員法の一部改正 <p>都道府県知事による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立に係る規定を削除</p> </li> <li>▶ 保護施設、軽費老人ホーム、婦人保護施設の「従うべき基準」に関すること。</li> <li>▶ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に係る意見反映のための措置及び計画の内容の公表を努力義務とすること。</li> </ul>
2011. 4. 28	<p><b>第1次地域主権一括法成立</b></p> <p>（「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会福祉施設最低基準の条例委任 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従うべき基準：「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」</li> <li>・ 標準：保育所「居室面積基準」（東京等限定、待機児童解消までの一時的措置）</li> </ul> </li> <li>▶ 保育所の特例措置の対象：関係省令（9.2）平成24年4月1日施工 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機児童が100人以上であること、当該市町村の公示価格の平均額が三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていることを要件：15特別区、20市</li> </ul> </li> <li>▶ 児童福祉施設最低基準：関係省令（10.7）原則：平成24年4月1日施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>※保育所の居室面積にかかる特例措置等が明記</li> <li>・ 児童福祉施設最低基準→「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に変更され、都道府県等が条例等定める基準を「最低基準」と称するとされた。</li> </ul> </li> </ul>
2009. 11. 17	<p><b>内閣府・地域主権戦略会議設置</b></p>

## 《参 考》

### ◇ 「義務付け・枠付けの第4次見直し」(厚生労働省関連・抜粋)

#### [義務付け・枠付けの見直し]

##### ▶ 児童福祉法

- ・家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(34条の16)を条例(制定主体は市町村)に委任する。条例制定の基準については、家庭的保育事業に従事する者及びその員数、運営に関する事項のうち児童の適切な処遇の確保等に係る規定については、「従うべき基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

##### ▶ 介護保険法

- ・市町村が行う要介護認定の調査に関する事務の委託に係る公示義務(24条の2第5項)については、廃止する。
- ・市町村長が行う地域密着型サービス事業所の指定に関し、関係者の意見反映のために講ずべき措置(78条の2第7項)については、努力義務化する。

##### ▶ 障害者自立支援法

- ・自立支援医療の支給認定の申請(53条1項)の際に添付する書類(施行規則35条2項)については、市町村等が備える公簿等で確認できる場合には、市町村等の判断により、添付しない取扱いとすることができるとされていることを、各市町村等に通知する。

##### ▶ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

- ・幼保連携型認定こども園の設備及び運営に係る基準(改正前の3条4項)については、条例(制定主体は、都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。条例制定の基準については、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ幼保連携型認定こども園は、幼稚園部分、保育所部分の2つの基準とするのではなく、これらを一本化し、学級の編制、配置する職員及びその員数、保育室の床面積、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等に係る規定については、「従うべき基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

### 3. 規制改革・行財政・特区

#### 《直近の動向》

➤ 2013.5.15

#### 規制改革会議(第9回): 保育に係る規制改革等

- ▶ 保育に係る規制改革のほか、答申の骨子等について議論が行われた。厚生労働省は、『「保育に関する規制改革会議の見解」に対する考え方』(以下、「考え方」)を示し、社会福祉法人の経営実態を明らかにする観点からの経営情報の公開について考え方を説明した。

#### 《考え方・概要》

○社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用者を希望する者の閲覧を規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいとしている。

○平成24年度分の財務諸表については、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう法人の所轄庁(国及び地方自治体)を通じて各法人に対して周知・指導する。

○その上で、すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結論を得たい。

➤ 2013.5.2

#### 規制改革会議(第8回): 保育に係る規制改革等

#### 「保育に関する規制改革会議の見解・案」等を議論

- ▶ 第7回会議において保育チームが示した「保育の論点整理」等に対する厚生労働省の考え方が報告された。また、「保育に関する規制改革会議の見解」について議論が行われた。

#### 《「保育の論点整理」等に対する考え方: 厚生労働省: 概要》

##### 1. 保育環境の格差を是正するためのガイドライン策定

→各自治体において、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用がなされるよう通知

##### 2. 保育の質を確保するための第三者評価の充実

→第三者評価を実効性のあるものとして進めていくためには、評価機関の質の向上等について、見通しを持って取組を進めていく必要がある

→全社協から「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」報告書が出され、評価実績が不十分な評価機関等の退出ルールの整備等、評価機関等の質の向上を目指すこと、より質の高いサービスを目指すため、第三者評価基準を定期的に更新すること等の提言がなされており、現在、福祉に関する第三者評価全体についての取組の検討を進めているところ

→一定期間の実施率目標を定めて推進するという考え方が重要である

→第三者評価に関する現状を踏まえ、評価の在り方を見直し、目標数値の設定を可能とするような条件整備を進めていきたい

- ① 全国で2万3千カ所の保育所を的確に実施できる評価機関を確保
- ② 特に評価を実施する保育現場を熟知した人材確保が重要。保育現場における保育士の人材確保を両立する形で進めていくこと
- ③ 受審にあたってのコスト(経費)の評価と負担の在り方について、子ども・子育て会議などの場において検討を進め、関係者の合意を形成

### 3. 待機児童が多い地域での特例的・時限的な規制緩和

→多様な主体の参入を含めた量的拡大と保育の質の確保の両立を図りながら、スピード感をもって強力に取組を進めていく必要がある

→保育の量的拡大を支える保育士の確保は重要な課題であるが、保育所の配置基準自体を見直すことは、(保育の質の確保を強く願う)保護者の声に応えることにはならない

→「待機児童解消加速プラン」では、認可外保育所への支援を盛り込んだところであり、認可外保育所についても、最終的には認可保育所を目指すことを可能としている

### 4. 保育料の適正な水準の確保

→保育料については地方分権の趣旨にかんがみ、国として保育料水準の引き上げ・引き下げについて対応を求めることは差し控えるべき

### 5. 「社会福祉法人の会計情報を公開すべきとの意見」について

→財務諸表等を公開することは、経営の透明性を確保するために重要なことと認識しており、全ての法人において何らかの形で財務諸表の公表が行われるよう、更なる指導を行っていくとともに、これをより効果的に進めるための具体的な方策について検討し、取り組んでいく

### 6. 「事業所内保育施設の助成要件の緩和」について

## 《保育に関する規制改革会議の見解:概要》

◎「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価

※下記の規制改革事項のうち、●は厚生労働省と合意済みのもの(矢印は今後の運用を注視するポイント)、○は今後の課題である

### 1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべき

●経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう都道府県に通知

→厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査、情報を公表すべき

→「加速化プラン」によって株式会社等による施設経営が容易になることを評価。さらに「安心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようにすべき

### 2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設(認証保育所や横浜保育室)が、認可保育所の基準は下回るものの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実に鑑み、その支援を拡充すべき

●5年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする

→補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないよう、今後注視

→現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所や0歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示を充実させるべき

→「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乗せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべき

○親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべき

○認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべき

### 3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる

保育所に対する第三者評価の実施率(2011年度実績3.52%)はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、ひとりひとりの子どもを大切に育んでいるかという保育の姿勢や保育の内容、利用者(子どもと保護者)のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべき

●第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担のあり方について、新制度施行までに結論を得る

○今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようそのありかたを常に見直すべき

### 4. 保育士数を緊急に拡大させる

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである

●保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る

●保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について、2013年度中に結論を得る

○保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料(12700円)が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性に鑑み、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める

### 5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべき

●2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に

結論を出す

- すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結論を得る

## 6. 事業所内保育施設の設置を容易にする

### 《経過》

#### ◇ 規制改革会議

2013. 4. 17

#### 第7回 規制改革会議：保育に係る規制改革

##### ▶ 保育に関する規制改革：東京都からのヒアリング

##### 【新制度における地方単独保育施策の取り扱いについて】

- ・大都市の保育ニーズに合わせてサービスを提供し、待機児童解消にも大きく寄与している認証保育所について、新制度の給付対象とすべき
- ・職員配置基準について、現状でも認可保育所（保育士10割）や保育ママ（研修修了者でも可）など基準設定が多様であることから、地域の実情に応じたサービスが提供できるよう、柔軟かつ弾力的なものとすべき
- ・現在国が認可外保育施設に対して行っている支援は、認可基準を満たすことを条件としており、その期限や補助額の設定についても課題がある。

##### 【保育の質の確保】

- ・待機児童解消に向けて保育サービスを拡充するためには、保育を支える人材の確保、育成が課題
- ・保護者対応、支援を要する児童の増加、地域の子育て支援等、保育所に求められる機能の多様化に伴い、質の高い保育人材の確保が必要
- ・サービスの質の向上に向けて、サービス提供事業者自らの改善取組を促すとともに、利用者のサービス選択にも資する第三者評価を実施

##### ▶ 保育チーム提出資料：「保育の論点整理」 ※全文は《参考》を参照

##### 《「保育の論点整理」：概要》

◇目標： 政府は、この2年間で待機児童ゼロ（\*）を目指してあらゆる措置を講じるべきである。

\*数値目標を策定する場合、対策が進むにつれて潜在的な待機児童が顕在化し、対策の効果を判定しにくくなるといった問題が起こり得る。そのため、現時点での「待機児童数」の基準を明確にして、目標数値を明らかにしておくことが必要である。

◇具体的な検討事項

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育環境の格差を是正するためのガイドライン策定</li> <li>2. 待機児童が多い地域での特例的・時限的な規制緩和</li> <li>3. 保育の質を確保するための第三者評価の充実</li> <li>4. 保育料の適正な水準の確保 (★新たな提案)</li> </ol>
2013. 4. 1	<p><b>第6回 規制改革会議：保育チーム報告、保育に係る規制改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保育チーム報告：前・規制改革会議専門委員（保育分野）鈴木 亘 <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童数より重要な「潜在的待機児童数」</li> <li>・安すぎる認可保育所保育料</li> <li>・見えにくい認可保育所の高コスト構造</li> <li>・価格自由化、参入自由化が本筋</li> <li>・自由価格でも価格は収斂</li> <li>・セカンドベストとして、価格規制を維持した上での規制緩和による供給増等</li> </ul> </li> <li>▶ 厚生労働省に対する資料請求（待機児童が50人以上存在する東京都、神奈川県（横浜市を含む）及び埼玉県の各市区町村について） <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 下記の基準のいわゆる「上乘せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乘せ）の一覧表及び当該市区町村における待機児童数の一覧表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設基準（ア．乳児室の面積、イ．ほふく室の面積）</li> <li>・職員基準（ア．児童数及び職員数の比率、イ．保育従事者の割合）</li> </ul> </li> <li>⑤ 株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表及び当該市区町村における待機児童数の一覧表</li> <li>⑥ 株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）及び当該市区町村における待機児童数の一覧表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例</li> <li>・市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例</li> <li>・市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例</li> <li>・「安心こども基金」に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>
2013. 3. 21	<p><b>第5回 規制改革会議：保育に係る規制改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「向こう2年間で待機児童ゼロ」を会議の目標に掲げ審議を開始</li> <li>▶ 厚生労働省のほか関係府省、自治体（横浜市等）・事業者へのヒアリングを実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保育テーマの特性を踏まえ、本会議の審議を効果的・効率的に進めるため論点整理等を行う「保育チーム」を設置（大田議長代理、翁委員、安念委員、佐々木委員、参考人の鈴木亘、山口洋の6名）。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※《参考》保育に関する検討事項 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「規制改革ホットライン」の設置：広く国民・企業等からの提案をインターネット等で常時受け付ける</li> </ul>
2013. 2. 25	<p><b>第3回 規制改革会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「保育サービスへの株式会社の参入や保育所の設置基準の緩和」等の4項目を早急に結論を出すべき優先課題案件として決定</li> <li>▶ <u>政府が6月に策定する成長戦略に反映させる方針を確認</u></li> <li>▶ 田村厚生労働大臣は、2月26日の記者会見で、認可保育所の保育士の配置基準の見直しを求められたことに「<u>昨年3党合意で成立した子育て支援法では、保育の質を高めるため、特に3歳児に対する基準を強化する話になっている</u>」とし、法改正と方向性が異なることを指摘</li> <li>▶ これまで提起された課題の代表例（資料で説明） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「介護事業の効率化は、社会福祉法人は、その事業経営の透明性の確保を目的とし、外部監査を活用することが適当とされているところ、外部監査は積極的には活用されておらず、不適切な会計処理が散見されるとの指摘がある。<u>社会福祉法人の経営の透明性を向上させるとともに、競争原理によるサービス向上を実現する観点から、経営の一層の効率化を図り得る仕組みにすべきではないか。</u>」</li> </ul> </li> </ul>
2013. 1. 24	<p><b>規制改革会議・初会合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安倍首相の指示で復活した「規制改革会議（議長・岡素之住友商事相談役）」の初会合を開催</li> <li>▶ 経済再生に向けた規制見直しの議論に着手し、<u>6月をめどに第1弾の提言をまとめる方針</u></li> <li>▶ 今後、成長戦略をまとめる「産業競争力会議」とも連携しながら、エネルギーや環境、健康・医療分野を中心に議論を本格化させる。</li> </ul>
2012. 12. 26	<p><b>行政刷新会議 行政改革実行本部の廃止 閣議決定</b></p>
2012. 11. 28	<p><b>行政刷新会議の規制・制度改革委員会</b> （委員長：岡素之 住友商事株式会社相談役）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方」をテーマに集中討議 本集中討議のまとめとして、厚生労働省に対して健全な社会福祉法人の透明性・健全性を高めていくという視点に立ち、下記の点の実施について、できる限り早く見解をまとめるよう求めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解散した法人数の把握</li> <li>・ 財務諸表の全件公開</li> <li>・ 一定規模以上の法人への外部監査の義務付け</li> <li>・ 内部留保の金額の実態把握と、一定の金額を超える場合は社会還元するイ</li> </ul> </li> </ul>

	<p>ンセンティブが働くしくみとすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者評価については、全国一律・一様の制度を構築し、全法人が受審するしくみをつくること</li> <li>・ イコールフットイングについては、（優遇策の面だけでなく）社会福祉法人への不要な縛りをなくすことも含めて進めること</li> </ul>
2011 年度	<p>▶ 行政刷新会議の分科会として、「規制・制度に関する分科会」が平成22年3月29日（第1回）から開始された。</p> <p>▶ 平成23年度には、4月8日「規制・制度改革に係る方針」、7月22日「規制・制度改革に係る追加方針」を閣議決定し、一部実施に移されている。</p> <p>◇方針  <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230408/item110408_03.pdf">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230408/item110408_03.pdf</a></p> <p>◇追加方針  <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230722/item230722_03.pdf">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230722/item230722_03.pdf</a></p>

#### ◇ 行政改革推進本部・行政改革推進会議

2013. 1. 29	<p><b>行政改革推進本部の設置 閣議決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第1回会合を開催し、本部の下に行政改革推進会議を設けることを決定</li> <li>▶ 当面は、①独立行政法人改革、②特別会計改革、③無駄の撲滅という3つの分野を中心に取り組むとされた</li> </ul>
-------------	---

## 《参 考》

### ◇ 「保育の論点整理」 2013年4月17日 規制改革会議

◇目標： 政府は、この2年間で待機児童ゼロ（\*）を目指してあらゆる措置を講じるべきである。

\*数値目標を策定する場合、対策が進むにつれて潜在的な待機児童が顕在化し、対策の効果を判定しにくくなるといった問題が起こり得る。そのため、現時点での「待機児童数」の基準を明確にして、目標数値を明らかにしておくことが必要である。

#### ◇具体的な検討事項

##### 1. 保育環境の格差を是正するためのガイドライン策定

自治体によって株式会社・NPO法人の認可保育所への参入状況が異なり、保育環境の格差につながっている。自治体の裁量により、設置主体が株式会社等であることを理由に認可しないことがないよう、政府がガイドラインを策定し、もっとも成果をあげている自治体（横浜市）並みの水準を目指すべきではないか。

##### 2. 待機児童が多い地域での特例的・時限的な規制緩和

待機児童が一定数を超える都市部の保育所については、緊急措置として、できる限りの特例的・時限的な規制緩和を認めるべきではないか。

＜具体的な提案＞…待機児童が50 人を超える自治体においては、特例的・時限的措置として次の方策を講じてはどうか

(1) 保育士数の制約と認可保育所整備の緊急性に鑑み、最終的には10 割を維持することとしても、当面の間、保育士数は基準の8～9割程度とし、残りの職員を保育ママや幼稚園教諭等の免許保持者等を充てて、質を確保する方途を可能としてはどうか。

また、早朝・夕方の時間帯は、配置基準が通常保育の基準を満たしていない状況が各方面から指摘されている。この特別保育部分については、まず、厚生労働省が早急にその状況を実態調査を行って公表し、その上で、現実に即した配置基準を設け、質を確保するべきではないか。

(2) 「児童福祉施設最低基準」上の定数の一部にパートタイムの保育士を充てることのできる条件を柔軟化すべきではないか（例えば、パートタイム保育士2名で常勤保育士1名とカウントすることを容易にするなど）。

(3) 潜在保育士の活用のために、保育士の現況を自治体が確認できる仕組み（保育士リストの更新など）を導入してはどうか。

(4) パート労働者も保育所を利用しやすくするよう、一定時間や週に数日の預かりの仕組みを充実すべきではないか。

(5) 都市部の保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士資格の水準を変更することなく、認証保育所で働く保育士以外の方が働きながら保育士資格の取得が容易になるような措置を講ずるべきではないか。例えば、保育士資格の取得について次の改善策を講ずるべきではないか。

①試験回数を現行の年1回から年2回にする

②合格した科目についての免除期間を現行の3年から5年程度に伸張する

(6) 保育士登録の申請から保育士登録証の交付まで現在は約2 か月を要するが、急性に鑑み、大幅に短縮する方策を検討すべきではないか。

(7) 待機児童が多いにもかかわらず、「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体が少なくない。保育の質を最低基準で維持しつつ、保育の量の確保に重点を置いた方向を目指すべきではないか。この旨、厚労省はガイドラインを示すべきではないか。

(8) 同等の安全性と合理的な代替手段を前提として、避難用外階段等の設置義務を緩和するよう、自治体に働きかけるべきではないか。

### 3. 保育の質を確保するための第三者評価の充実

保育の質についての第三者評価を大幅に拡充すべきではないか。現在の評価のあり方を早急に見直し、この2 年間の実施率目標を掲げるべきではないか。

### 4. 保育料の適正な水準の確保（★新たな提案）

一般に、認可外保育所の保育料は認可保育所よりはるかに高い。認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にもより大きなダメージを受けることになる。横浜市の取り組みを参考に、認可保育所における所得階層ごとの保育料の見直しや認可外保育所の保育料引き下げの工夫を検討し、保育料格差を是正するためのガイドラインを示すべきではないか。

## ◇ 「保育に関する検討事項」 2013年3月21日 規制改革会議

### 1. 規制改革の目標

「政府は、この2年間で待機児童ゼロ（\*）を目指してあらゆる措置を講じるべきである」

政府は、4月に設置する「子ども・子育て会議」で新制度の設計を議論し、平成27年に新制度に移行したうえで5年かけて待機児童を解消することを目標としている。

しかし、保育園がなくて困っている母親にとって、7年後はあまりに遅い。新制度移行までにできる限りのことを行うべきである

\*数値目標を策定する場合、対策が進むにつれて潜在的な待機児童が顕在化し、対策の効果を判定しにくくなるといった問題が起こり得る。そのため、現時点での「待機児童数」の基準を明確にして、目標数値を明らかにしておくことが必要である。

### 2. 具体的な検討事項

(1) 自治体によって株式会社・NPO法人の認可保育所への参入状況が異なり、保育環境の格差につながっている。自治体の裁量により、設置主体が株式会社等であることを理由に認可しないことがないよう、政府がガイドラインを策定し、もっとも成果をあげている自治体（横浜市）並みの水準を目指すべきではないか

(2) 待機児童が一定数を超える都市部の保育所については、緊急措置として、できる限りの特例的・時間的な規制緩和を認めるべきではないか

(3) 保育の質についての第三者評価を大幅に拡充すべきではないか。現在の評価のあり方を早急に見直し、この2年間の実施率目標を掲げるべきではないか

## 4. 高齢者

### 《直近の動向》

- 2013.5.15 **社会保障審議会介護保険部会(第44回)**
- ▶ 今回から次回(6月6日)まで、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保に向け、これまでの部会での議論や社会保障制度改革国民会議の「これまでの議論の整理(医療・介護分野)・案」の記載内容等を踏まえ、議論が進められる。社会保障制度改革国民会議の報告などを踏まえ、秋以降、とりまとめに向け議論を行う。
  - ▶ 今回は、市町村での体制整備、保険者機能関係のほか、制度関係に関する議論が行われた。また、社会保障制度改革国民会議のこれまでの議論の整理の項目及び、介護保険部会における主な議論を整理し、「介護保険部会における主な議論」が示され、今後、各事項についての議論が進められる予定である。なお、次回(6月6日)は、在宅サービス、施設サービスのほか、介護人材、認知症等について議論が行われる予定。
- 2013.4.25 **厚生省「都市部の高齢者対策に関する検討会」設置**
- ▶ 厚生労働省は、「都市部の高齢化対策に関する検討会」(座長:大森 彌(わたる) 東京大学名誉教授)を設置・開催する。第1回は、5月20日に開催される。
  - ▶ 近年、急速に高齢化が進んでいる都市部において、要介護高齢者等への支援体制の確保や施設や住まいの整備が困難な状況への対応が急務となっている等の背景を受けて、都市部の高齢化対策を議論する。
  - ▶ 主な検討事項は、都市部の高齢者数の見通しの策定、都市部でのサービス提供確保方策(民間企業や互助の活用、在宅・施設サービス整備の課題)、地方での都市部高齢者の受け入れ時の課題と対応策等。
  - ▶ 今後、有識者や都市部の自治体職員らが5月から月1回をめぐり、都市部での高齢者に対するサービス提供の方法や地方での都市部高齢者の受け入れなどについて検討し、今秋を目処にとりまとめが行われる予定。

\* 社会保障審議会介護保険部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi40>

## 《経 過》

### ◇ 介護保険

2013. 4. 25	<b>社会保障審議会介護保険部会（第43回）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 社会保障制度改革国民会議の開催経過、4月22日に示された「これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（案）」についての説明がなされ、その内容について意見交換した。</li></ul>
2012. 4. 1	<b>介護報酬改定</b> ※営利法人の介護サービス事業者は、今後の見通しについて、いずれも、介護報酬の引き上げに伴う採算悪化を見込んでいる。とくに、ニチイ学館、ツクイの在宅サービスを主力とする2社は、在宅の介護報酬の単価が引き下げられたところから、業績減速が目立つ。2社ともデイサービスの利用時間を延長することにより、業績を確保するとしている。（日経、6月8日朝刊）
2012. 4. 1	<b>介護職員等によるたんの吸引等の実施</b> ※改正「社会福祉士及び介護福祉士法」施行
2011. 6. 15	<b>「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」成立</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることが目的とする。</li><li>▶ ①医療と介護の連携の強化、②介護人材の確保とサービスの質の向上、③高齢者の住まいの整備等が大きな柱として掲げられている。</li></ul>

### ◇ 認知症、その他高齢者対策

#### （1）都市部の高齢化対策に関する検討会

2013. 5. 20	第1回 開催予定
-------------	----------

#### （2）後期高齢者医療制度

2012 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 政府与党（民主党）は、社会保障・税一体改革の一環として高齢者医療制度見直し法案を国会提出する方針を示していたが、野党の反発や都道府県との調整の必要性から法案提出を5月下旬以降に先送りする方針を決定</li></ul> <p>※ 一体改革の修正協議：結論を社会保障制度改革国民会議に委ねる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 1月11日に閣議決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、70～74歳の医療費自己負担については、「当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る」とし、平成24年度補正予算に約2,000億円を計上</li></ul>
---------	---

### (3) 高齢者対策大綱

2012. 9. 7	<p><b>「高齢者対策大綱」 閣議決定</b></p> <p>▶ 高齢社会対策基本法第6条の規定による。改定は平成13年以来で11年ぶり</p> <p>《概要》</p> <p>「人生90年時代」の到来を前提に、生涯にわたって就業や社会参加などの機会が確保される社会を目指し、「就業・年金」「健康・介護・医療」など6分野について数値目標を掲げた。企業の定年の引き上げや継続雇用制度の導入などにより、60～64歳の就業率を平成23年の57.3%から、平成32年には63%まで引き上げる。また、医療・介護サービスの基盤強化を打ち出し、介護職員の人数を平成24年の149万人から、平成37年度には最大249万人まで増やすとしている。</p>
	<p>◇高齢者社会対策大綱（内閣府ホームページ）</p> <p><a href="http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/index-t.html">http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/index-t.html</a></p>

### (4) 高年齢者雇用安定法

2013. 4. 1	<p><b>改正「高年齢者雇用安定法」施行</b></p> <p>▶ 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止</li> <li>・継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大</li> <li>・義務違反の企業に対する公表規定の導入</li> <li>・高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定 等</li> </ul>
2012. 8. 29	<p><b>「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（高年齢者雇用安定法の一部改正）」 可決・成立</b></p> <p>▶ 高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備が目的</p> <p>▶ 65歳未満の定年を定めている事業主に対しては、平成16年改正ですでに、65歳までの雇用を確保するため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合は希望者全員を対象としない制度も可）、③定年の定め廃止のいずれかの措置の実施が義務づけられているが、今回の改正により、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組み（例外措置）が廃止された。（①～③いずれかの措置を制度として導入する義務であり、個々の労働者の雇用義務ではない。また、定年の65歳への引上げの義務化ではない。）</p>
	<p>◇「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf</a></p>

## 5. 障害者

### 《直近の動向》

- 2013.4.26 「障害者差別解消法案」閣議決定・国会提出
- ▶ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」（障害者差別解消法案／旧仮称：障害者差別禁止法）を閣議決定し、国会に提出された。
- 《法案の概要》
1. 差別を解消するための措置
    - 差別的取扱いの禁止  
国・地方公共団体等、民間事業者：法的義務
    - 合理的配慮の不提供の禁止  
国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務
    - 具体的な対応  
政府全体の方針＝差別解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）  
国・地方公共団体等 ※地方の策定は努力義務  
→ 当該機関における取組に関する要領を策定  
事業者  
→ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定
  2. 差別を解消するための支援措置
    - 紛争解決・相談
    - 地域における連携
    - 啓発活動
    - 情報収集等
- ▶ 法律案では、法の施行は平成 28 年 4 月 1 日とされている。
- 2013.4.25 「成年後見」選挙権付与：公職選挙法改正について議論
- ▶ 与党は、成年後見制度で後見人がついた知的障害者等の選挙権を認める公職選挙法の改正案の提出を決定した。
- 2013.4.23 「優先調達推進に関する基本方針」閣議決定
- ▶ 優先調達推進法に規定された「障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本方針」が閣議決定された。

- ▶ 基本方針では、国及び独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めている。

#### 《主な内容》

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向
2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項
3. 障害者就労施設等に対する国等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項
4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

➤ 2013.4.19

#### 「障害者雇用促進法改正法案」閣議決定・国会提出

- ▶ 障害者雇用促進法改正法案が閣議決定、国会に提出された。
- ▶ 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるもの。

#### 《法案の概要》

##### 1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

- (1) 障害者に対する差別の禁止
- (2) 合理的配慮の提供義務
- (3) 苦情処理・紛争解決援助

##### 2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

##### 3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は交付日)

➤ 2013.4.19

#### 「精神保健福祉法改正法案」閣議決定・国会提出

- ▶ 精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針(大臣告示)の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続きの見直し等を行うもの。

## 《経 過》

### ◇ 障害者総合支援法

2013. 4. 1	「障害者総合支援法」施行
2013. 1. 18	施行に係る関係政省令の告示
2012. 6. 20	参議院可決 ▶ 6月27日に公布され、施行は、一部を除き平成25年4月1日。
2012. 4. 26	衆議院可決
2012. 3. 12	第4回 障がい者制度改革推進本部 決定 ▶ 障害者総合支援法をふくむ関係法律改正案として、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」を決定。翌13日には、法案が閣議決定され、国会提出。
2012. 2. 22	提出法案名称決定：「障害者総合支援法」 ▶ 同日の民主党厚生労働部門会議に示した。2月29日、民主党の厚生労働部門会議は、障害者自立支援法改正案を大筋で了承。
2012. 2. 21	「障害者自立支援法改正案」とりまとめ ▶ 民主党の政策調査会厚生労働部門会議の障がい者ワーキングチームは、障害者自立支援法の廃止はせず、同法の改正で対応する方針を維持

### ◇ 優先調達推進法：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

2013. 4. 1	「優先調達推進法」施行
2012. 6. 27	公布 ▶ 障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保し、需要を増進することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」は、障害者総合支援法とともに、4月26日に衆議院において可決、6月20日に参議院で可決され、成立した。

### ◇ 障害者政策委員会

2012. 12. 17	第5回 委員会開催「新たな障害者基本計画に関する意見について」とりまとめ
2012. 7. 23	第1回委員会 開催 ▶ 改正障害者基本法（平成23年7月29日成立、8月5日公布）により内閣府に設置（中央障害者施策推進協議会と障がい者制度改革推進会議「以下、推進会議」を改組） ※ 同委員会の開催に伴い、推進会議、また同会議下に置かれた総合福祉部会及び差別禁止部会は7月24日をもって廃止。差別禁止部会は、障害者政策委員会の下に設置 ※ 委員長：石川准（静岡県立大学国際関係学部教授）、差別禁止部会部会長：棟居快行（大阪大学大学院高等司法研究科教授）
	◇内閣府：障害者政策委員会資料等 <a href="http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html">http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html</a>

#### ◇ 障害者政策委員会・差別禁止部会

2013	部会意見を踏まえ法案作成 ▶ 平成 25 年通常国家への提出が目指されている
2012. 9. 14	「障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等」に関する差別禁止部会の意見をとりまとめ（第 4 回部会）
	◇内閣府：障害者政策委員会 差別禁止部会資料等 <a href="http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html#kinshibukai">http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html#kinshibukai</a>

#### ◇ 障害者虐待防止法：障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

2012. 10. 1	施行
	◇施行令・施行規則 <a href="http://kanpou.npb.go.jp/20120920/20120920h05889/20120920h058890000f.html">http://kanpou.npb.go.jp/20120920/20120920h05889/20120920h058890000f.html</a> <a href="http://kanpou.npb.go.jp/20120924/20120924h05891/20120924h058910000f.html">http://kanpou.npb.go.jp/20120924/20120924h05891/20120924h058910000f.html</a>

#### ◇ 障害者雇用

2013. 3. 21	<p><b>第 59 回労働政策審議会 障害者雇用分科会 開催</b></p> <p>▶ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律案要綱等に関する審議</p> <p>▶ 障害者雇用分科会は、障害者雇用促進法改正法案の要綱（厚生労働省案）を「おおむね妥当」と認め、同分科会の報告を受け労働政策審議会は同日、厚生労働大臣に同分科会からの報告どおり答申 ⇒<b>通常国会に障害者雇用促進法改正法案を提出予定</b></p> <p>▶ 労働政策審議会意見書「今後の障害者雇用施策の充実強化について」を踏まえた障害者雇用促進法改正案は、雇用分野における障害者に対する差別の禁止や、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための障害の特性に配慮した措置（いわゆる合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることなどを内容としている。</p> <p>① 障害者に対する差別の禁止と、合理的配慮の提供義務（施行日：平成 28 年 4 月 1 日）</p> <p>② 精神障害者を含む障害者雇用率の設定 ※施行日：平成 30 年 4 月 1 日（次回の障害者雇用率改定が行われる見込み日）ただし、平成 35 年 4 月 1 日までの間は、本来の計算より障害者雇用率を低く設定可能とする激変緩和策あり。</p>
	◇「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」諮問及び答申 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xwnr.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xwnr.html</a>

## 〈参 考〉

### ◇ 障害者総合支援法の概要

#### 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

#### 概要

##### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

##### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

##### 3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。（障害児の範囲も同様に対応。）

##### 4. 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月 1 日施行）

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

##### 5. 障害者に対する支援（①～③：平成 26 年 4 月 1 日施行）

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

##### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

施行：平成 25 年 4 月 1 日（ただし、4. 及び 5. ①～③については、平成 26 年 4 月 1 日）

検討規定：障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

◇障害者総合支援法の公布について

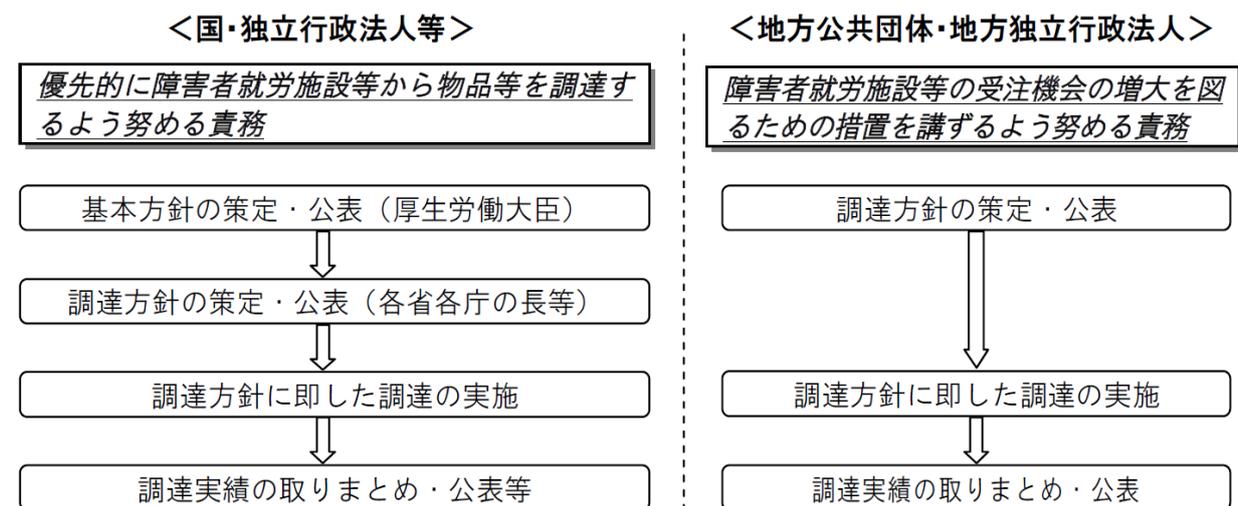
<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=177681>

## ◇ 優先調達推進法の概要

### 1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

### 2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）



### 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

#### 5. その他（附則第1条～附則第3条）

##### （1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

##### （2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

①障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方

②入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

##### （3）税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

## 6. 子ども・家庭福祉

### 《直近の動向》

- 2013.5.8 子ども・子育て会議 基準検討部会(第1回)開催
- ▶ 認可基準をはじめ、公定価格や利用者負担等の検討を行う基準検討部会が開催された。

#### 《検討事項》

- 施設型給付費及び特例施設型給付費の額の算定基準
- 地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の額の算定基準
- 特定教育・保育施設の運営に関する基準
- 特定地域型保育事業の運営に関する基準
- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準
- 地域型保育事業の設備及び運営の基準
- 地域子ども・子育て支援事業に関する基準
- その他必要な事項

- ▶ 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準については、検討課題(例)として以下の事項が示された。
  - 学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準(おおむね「幼稚園の基準」かつ「保育所の基準」)以外に、追加すべき内容はあるか。
  - 学校かつ児童福祉施設である単一の施設となることを踏まえ、現行の「幼稚園の基準」と「保育所の基準」において全国一律に担保するか否かの取扱いや基準の内容が異なるものについて、どちらに合わせるか。
  - 職員配置基準(学級編制基準)について、どの部分をどの程度引き上げるか。
    - 幼稚園・保育所に対する「経営実態調査」の結果を踏まえ、検討
    - 施設型給付の公定価格の設定(「質の改善」に充てられる財源の使途)とも関連
  - 既存施設から移行する場合、「学校教育・保育の質を確保」の要請に加え、「円滑な移行の確保」の要請とのバランスをどう考えるか。特に運動場、調理室の取扱いをどうするか。
    - 幼稚園・保育所に対する「経営実態調査」の結果を踏まえ、検討
  - 認可基準の中で「地方自治体が特例的かつ臨時的な対応をできるよう、特段の配慮」(附帯決議)を要する事項はあるか。

➤ 2013.4.26

### 子ども・子育て会議（第1回）開催

- ▶ 初会合を開催し、今後の会議の進め方、スケジュールを確認したほか、子ども・子育て支援法において策定することとされる「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」の概要案について協議した。
- ▶ 基本指針の概要（案）については、基本指針項目と主な論点が表示され、「子ども・子育て支援の意義」、「地方自治体の事業計画の策定指針」等について意見交換が行われた。
- ▶ 認可基準をはじめ、公定価格や利用者負担等の検討を行うため、本会議のもとに、基準検討部会が設置される。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度は、早ければ平成27年4月には施行される予定であることから、施行準備等のため国の基本方針や基準等の検討については、概ね平成25年度中に終える。

⇒平成25年度末に関係政省令・告示の公布

#### ☆主なスケジュール

会議	基本指針	平成25年夏目処
	保育の必要性の認定基準	平成25年秋目処
	確認基準	〃
部会	認可基準(幼保連携型)	平成25年末～年度末
	認可基準(地域型)	〃
	市町村事業	〃
	公定価格・利用者負担	骨格の提示 平成26年度

➤ その他

#### 当面のスケジュール

- ▶ 子ども・子育て会議(第2回) 5月31日(金)

\*子ども・子育て会議資料

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/)

## 《経 過》

### ◇ 子ども・子育て支援

2013. 4. 16	<p>少子化危機突破タスクフォース（第2回） 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 委員からのヒアリングと意見交換を実施</li> </ul>
2013. 4. 9	<p>子ども・子育て会議 委員・専門委員の公表</p>
2013. 3. 27	<p>少子化危機突破タスクフォース（第1回） 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 趣旨：これからの若い世代が家族を形成し、子育てに伴う喜びを実感できると同時に子どもたちにとってもより良い社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児における課題の解消を目指すとともに、家族を中心に置きつつ、地域全体で子育てを支援していく取組の推進等について検討を行う。（座長：佐藤博樹 東京大学大学院情報学環教授）</li> <li>▶ 検討事項：①家族形成に関する国民の希望が叶えられない阻害要因の解消方策（「結婚・妊娠・出産・育児」の4つの段階の阻害要因、「出産・育児」については、第1子、第2子及び第3子以降ごとに異なると考えられる阻害要因）、② 家庭と地域における子育ての向上に向けた支援の在り方、③早急に取り組むべき具体的方策、④その他取組の推進に必要な事項</li> <li>▶ 検討を踏まえ、<u>6月の政府「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）」に盛り込まれる</u>予定。</li> </ul>
2013. 3. 25	<p>第1回「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子ども・子育て関連3法に関する附帯決議等に盛り込まれた幼児教育の無償化について検討</li> <li>▶ 4月、5月に1回ずつ程度のペースで開催予定。可能であれば5月～6月を目途に何らかの報告を示すとしている。</li> </ul>
	<p>◇幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議</p> <p><a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youji/index.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youji/index.html</a></p>
2012. 8. 10	<p>子ども・子育て関連3法成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会保障と税の一体改革関連法案とともに、可決・成立。8月22日公布</li> <li>▶ 8.31 都道府県に公布を通知</li> </ul>
2012. 3. 30	<p>「子ども・子育て新システム関連3法案」 閣議決定・国会提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども・子育て支援法案</li> <li>②総合子ども園法案</li> <li>③子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案</li> </ul>
	<p>◇子ども・子育て関連3法（内閣府ホームページ&gt;子ども・子育て支援）</p> <p>⇒<a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html</a></p>

◇ その他：子ども・子育て支援

(1) 保育士養成課程等検討会

2013. 3. 29	「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について」とりまとめ
2013. 3. 28	「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例について」とりまとめ
2012. 10	<p>「保育士養成課程等検討会」開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 幼稚園教諭免許状しか有していない者が保育士資格を取得するための具体案の検討を開始。</li><li>▶ 文部科学省も幼稚園教諭の普通免許状にかかる所要資格の期限付き特例に関する検討会議を開催し保育士資格しか有していない者が幼稚園教諭免許状を取得するための検討を開始（幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議）。</li></ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 8月の認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。その中心職員となる「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則とされる。</li><li>・ 現在、保育所・幼稚園で働く幼稚園教諭・保育士のうち2～3割は、いずれかの免許・資格しか有していない。どちらか一方の免許・資格しか有していなくても、施行後5年間は「保育教諭」となることができる経過措置があるが、経過措置期間となる5年間にもう一方の免許・資格の取得が必要となる。このため、幼稚園または保育所における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。</li></ul>
	<p>◇保育士養成課程等検討会資料</p> <p><a href="http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=180617">http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=180617</a></p> <p>◇幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/094/index.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/094/index.htm</a></p>

(2) 保育士の処遇改善（平成 24 年度補正予算）

	<p>「保育士等処遇改善臨時特例事業」が国の全額負担により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保育士等の処遇改善に取り組む民間保育所に対し、保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士：福祉職 1 級29号俸：月額約30万円（賞与等含む） 約8,000円</li> <li>・主任保育士：福祉職 2 級17号俸：月額約35万円（賞与等含む） 約10,000円</li> </ul> </li> <li>▶ 今回の措置は、保育士等の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、臨時応急の対応として現行制度を前提に講じられるもので、子ども・子育て新制度における施設型給付・委託費については、職員配置基準の改善なども含め、単価の設定方法や公定価格のあり方に関しては、新たに子ども・子育て会議において検討</li> </ul>
--	--

◇ 施設の小規模化・家庭的養護の推進

<p>2012. 11. 30</p>	<p>「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」局長通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 同WGの報告書は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会での協議を経て一部修正・とりまとめ。都道府県、指定都市、児相設置市に通知発出。 ※同WGでは引き続き、小規模化・分散化に関する事例集の作成のための検討がすすめられている。</li> </ul>
	<p>◇ 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf</a></p>
<p>2012. 9. 7</p>	<p>『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』とりまとめ</p>
<p>2012. 6</p>	<p>「施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ」設置 (座長：宮島清日本社会事業大学専門職大学院准教授)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設および乳児院における小規模化、家庭的養護の推進を実現していくために、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法、小規模化の計画の策定方法などについて検討 ※同WGには、本会からは、全国児童養護施設協議会（伊達直利副会長、武藤素明制度政策部長、沓野一誠調査研究部長）、全国乳児福祉協議会（横川哲制度対策研究委員長、児島充東京恵明園乳児部施設長）の役員が委員として参画。</li> </ul>

## 《参 考》

### ◇ 子ども・子育て関連3法

#### ①子ども・子育て関連3法のポイント

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、
  - ・学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

#### ②給付・事業の全体像

##### 子ども・子育て支援給付

###### ◇施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
  - ※民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

###### ◇地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

###### ◇児童手当

##### 地域子ども・子育て支援事業

- ◇利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
  - ※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- ◇延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ◇放課後児童クラブ
- ◇妊婦健診

#### ③幼保連携型認定こども園の概要

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
  - ※ここで言う「学校教育」：現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）
  - 「保育」：児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育
- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
- イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
- ※満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

○学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

#### 【認定こども園法の一部改正のポイント】

○認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。

○認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。）。

○また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

#### 【子ども・子育て支援法の議員修正のポイント】

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。

○上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

#### 【子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のポイント】

○関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための修正を行う。

#### 【修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項】

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律  
附則

(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○子ども・子育て支援法

附則

(検討)

第二条

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 7. 生活困窮・生活保護

### 《直近の動向》

- 2013.5.17 **生活保護法改正法案・生活困窮者自立支援法案 閣議決定(予定)**
- ▶ 厚生労働省は、自民党厚生労働部会(4月24日)に、生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案の概要を提示した。その後、与党内での議論・調整を経て、5月17日に閣議決定がなされる予定。

#### 《生活保護法改正案の概要》

◎必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じるもの。

⇒施行日：平成26年4月1日(一部平成25年10月1日)

#### 【主な改正の要点】

- ❖ 就労による自立の促進：保護からの脱却を目的とする給付金の創設
- ❖ 健康・生活面等に着目した支援：受給者の責務の明確化
- ❖ 不正・不適正受給対策の強化等：罰則・返還金の見直し 等
- ❖ 医療扶助の適正化：指定医療機関の更新制 等

#### 《生活困窮者自立支援法案の概要》

◎生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施及び居住確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

⇒施行日：平成27年4月1日(予定)

#### 【主な内容】 ☆必須事業 ★任意事業

- ❖ 自立相談支援事業 ☆ ※社協・社会福祉法人、NPO等への委託可
- ❖ 居住確保給付金の支給 ☆
- ❖ 就労準備支援事業 ★
- ❖ 一時生活支援事業 ★
- ❖ 家計相談支援事業 ★
- ❖ 中間的就労の認定 \* 法人の自主事業 ★ 事業立ち上げ支援等は任意事業
- ❖ 地域推進事業(交付金事業)：生活困窮家庭の学習支援 等 ★

## 《経 過》

### ◇ 生活困窮者支援

2013. 1. 25	<b>「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書 公表</b> ※特別部会報告書を踏まえ、生活困窮者に対する多様なサービスを包括的・個別的・継続的に提供するため、平成 25 年度予算案において、自立に関する相談支援事業を必須とする生活困窮者自立促進支援モデル事業に 30 億が計上
2012. 4. 26	<b>社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」設置</b> ▶ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討
2012. 2. 17	<b>社会保障・税一体改革大綱 閣議決定</b> ▶ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための「生活支援戦略」を平成24年秋めどに策定することとされた。  ▶厚生労働省社会・援護局地域福祉課に「生活困窮者自立支援室」を設置

### ◇ 生活保護制度

2013. 2. 19	<b>厚生労働省「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を公表</b> ▶ 政府は2月5日の閣僚懇談会で、生活扶助が引き下げられることを受け、保育料免除など他の制度にできる限り影響が及ばないよう対応する方針を確認  ▶個人住民税の非課税限度額等については、26年度以降の税制改正を踏まえて対応、低所得世帯への保育料免除や就学援助、児童養護施設等への運営費等については、制度の趣旨や目的、実態を考慮しできる限り影響が及ばないよう対応、準要保護者の就学援助など地方自治体が対象世帯を決める制度については、政府方針に理解を求めた上で判断するよう依頼する。
	◇生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について <a href="http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=184397">http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=184397</a>
2013. 1. 25	<b>生活保護制度の見直し：「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」とりまとめ</b> ▶ 社会保障制度改革推進法附則第 2 条において、生活困窮者支援及び生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むことが規定されており、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において検討され、1月に報告書のとりまとめが行われた（部会の設置等の経緯は前掲のとおり）。同部会の報告書を踏まえ、生活困窮者対策の実施と合わせ、 ◆不正・不適正受給対策の強化（地方自治体の調査権限強化、就労指導の強化、返還金の上乗せ等） ◆医療費扶助の適正化（医療機関が受給者に対し後発医療品の使用を促すことの法制化等）

	<p>◆生活保護受給者の就労・自立の促進（就労自立給付金（※）の創設等 ※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給</p> <p>▶ 今後、生活保護法の改正が行われる予定。</p>
2013. 1. 18	<p><b>社会保障審議会 生活保護基準部会 報告書とりまとめ</b></p> <p>▶ 国は、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して生活扶助基準の見直しを行い、平成25年8月から3年かけて引き下げを行う（国費への影響額は3年間で約670億円程度）</p> <p>▶ 期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の基準について、5年に1度実施されている全国消費実態調査による低所得世帯（世帯年収約120万円）の消費実態と比較し、夫婦と子どもがいる世帯では生活保護支給額が生活費の水準を上回った一方、60歳以上の高齢者世帯では支給額が下回っていることが明らかとなった。</li> <li>報告書では、厚生労働省において基準の見直しを検討する際には、「本報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的な説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示されたい」「現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯への見直しの及ぼす影響について慎重に配慮されたい」とした。また、検証結果に関する留意事項として、「とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要がある」ことを示した。</li> </ul>
	<p>◇生活保護基準部会資料</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002surl.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002surl.html</a></p>
2011. 4. 19	<p><b>社会保障審議会 生活保護基準部会 設置</b></p>

#### ◇ その他：生活困窮者支援

##### (1) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業

2011. 8. 10	<p>「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」 （「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム 平成23年1月18日設置）</p> <p>▶ 社会的包摂ワンストップ相談支援事業を提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月に厚生労働省のモデル事業として東日本大震災の被災地を中心に実施され、平成24年度は全国事業として実施。</li> </ul>
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体・公募：一般社団法人社会的包摂サポートセンター</li> <li>・社会的包摂サポートセンターでは、生活、教育、原発に関する悩み、性暴力やDVをはじめとする女性からの相談、外国語による相談などを全国から通話料無料で24時間受け付ける電話相談「よりそいホットライン」を3月11日から31日まで実施。平成24年度（平成25年3月31日まで）も継続して電話相談を実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">※平成25年度予算案において、寄り添い型相談支援事業（被災地実施分）に5億円が計上されたほか、東日本大震災被災3県以外の都道府県実施分として新規に「寄り添い型相談支援事業」として10億円を計上</p>
--	---

## (2) 「孤立死」防止対策

<p>2012 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7.31 厚生労働省・社会援護局地域福祉課は、国土交通省と連名で住宅供給事業者等宛に、自治体の民生主管部局等から生活困窮者の必要な情報提供や連絡・連携体制の構築について協力要請があった場合の積極的な協力等について事務連絡を发出</li> </ul> <p style="text-align: center;">◇孤立死の防止対策について都道府県などに通知（住宅供給事業者等との連携） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002gk17.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002gk17.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5.11 厚生労働省社会・援護局地域福祉課は、孤立死の防止に関連する各省庁の通知を紹介するとともに、防止対策等、先進的な取り組み事例をまとめた総合的な通知（「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」社援地発0511第1号）を发出</li> </ul> <p style="text-align: center;">◇孤立死の防止対策について都道府県などに通知 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aauc-att/2r9852000002aavt.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aauc-att/2r9852000002aavt.pdf</a></p>
<p>2011 年度</p>	<p>札幌市、さいたま市などで「孤立死」が相次いだことを受け、生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化を求める通知を都道府県などに发出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日付 社援発0223第3号 局長通知）</li> <li>▶ 「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月27日付 障障発0227 第1号障害福祉課長通知） 等</li> </ul>

## 《参 考》

### ◇ 生活困窮者支援：「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書の概要

#### 【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

#### 【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- (7) 子ども・若者の貧困の防止
  - ① 地域若者サポートステーションの充実強化
  - ② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

◇生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu.html>

### ◇ 生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

#### ◆平成25年度予算（案）

- ▶ 新たな生活困窮者支援制度の構築に向け、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施に必要な経費について、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中に約30億円を盛り込んでいる。

※ 新たな生活困窮者支援制度については、早ければ平成27年度からの本格的実施を目指していることから、本モデル事業については、これら新制度による支援を試行的に展開し、地域における支援体制を計画的に整備するとともに、そこから得られる課題等を抽出し、平成27年度の本格施行に向けた制度設計に反映させていくために実施

#### ◆生活困窮者自立促進支援モデル事業のポイント◆

#### 【事業内容】

##### (1) 生活困窮者の自立に関する相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じて支援計画の策定を行い、自立に向け、住宅手当などの既存事業との連携も含めた包括的な支援を実施するとともに、社会福祉協議会やハローワークな

ど関係機関とのネットワークづくりを推進。

## (2) 就労促進のための支援事業

- ① 一般就労に向け、生活習慣の確立、社会参加能力の形成等の基礎能力の形成等を支援を実施（就労準備支援事業）
- ② 一般就労に就くことが困難な者に対して、支援付きの就労である「中間的就労」の場を育成支援（中間的就労の推進）

## (3) 家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建のため、家計収支等に関するきめ細やかな相談支援を実施。

## (4) その他、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

例) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等

### 【実施主体】

○原則として指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所設置町村）。

なお、都道府県については、管内町村部及び福祉事務所設置市区町村と連携して支援体制の構築に取り組む場合に限る。（事業の全部又は一部委託可）

### 【補助額】

○事業実施対象地域単位の人口規模に応じた上限額を設定。

- ・人口 30 万人を超える場合 6,000 万円以内の必要額
- ・人口 30 万人以下の場合 4,000 万円以内の必要額

注 1：補助額は予定であり、変更があり得る。

注 2：モデル事業の実施期間が 12 月未満の場合、上限額は変動する。

## 8. 経済・成長政策

### 《直近の動向》

- 2013.5.14 **産業競争力会議(第8回)**
- ▶ 「これまでの検討事項の整理」(項目のみ)等が示され、議論が行われた。
  - ▶ 検討事項の整理では、ニッポン産業再生プランの雇用制度改革の項目において、「待機児童解消策を抜本的に強化、加速化するための方策の具体化」、「女性活躍推進のための対策を強化するための方策の具体化」等が挙げられている。

- 2013. 4.22 **経済財政諮問会議(第9回)**
- ▶ 経済財政と財政健全化の道筋、規制改革等について協議した。経済財政と財政健全化については、有識者議員から「経済財政と財政健全化の両立を目指して」が提案された。中長期の財政健全化への取組みの重要性を指摘し、取組み方(工程表)とともに、財政健全化に向けた各歳出分野の考え方において、「社会保障の重点化(社会保障国民会議との連携)」、「地域活性化」等の必要性を提示している

#### 【社会保障の重点化(社会保障国民会議との連携)】

- ・給付と負担両面における世代間及び世代内バランスの適正化
- ・健康の維持増進
- ・医療・介護サービス提供体制の重点化・効率化
- ・電子レセプトの活用等による医療・介護給付の重点化
- ・外来受診の適正化、後発医薬品の使用促進等
- ・健康保険組合等の医療情報の活用による保険者機能の強化
- ・物価の上昇局面での年金マクロ経済スライドの早期実施
- ・待機児童解消等次世代への投資
- ・生活保護の適正化

#### 【地域活性化】

- ・国・地方の役割分担の明確化、広域連携・広域での機能分担
- ・頑張る地方が報われる財政調整機能の改善
- ・税源偏在の是正のための地方法人課税の在り方の検討等
- ・地方の行財政改革
- ・競争力の強化に効果的に結びつく農業支援

- ▶ 第10回会議は、平成25年5月7日に開催され、社会資本整備、ナショナル・レジリエンス等について議論が行われた。

➤ 2013.4.19 **安倍総理「成長戦略スピーチ」:「待機児童解消加速化プラン」を発表**

- ▶ 安倍首相は、日本記者クラブのスピーチで6月に決定する成長戦略の一部を前倒しで発表した。実施事項の一つとして「待機児童解消加速化プラン」を実行し、2013・14年度で20万人分、17年度までに40万人分の保育の受皿を整備することを明言した。

≪待機児童解消加速化プラン・概要≫

◎待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

◎足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

⇒「緊急集中取組期間」(平成 25・26 年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。

※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。

⇒「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。

⇒保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

【緊急プロジェクト】

取組自治体への支援パッケージ

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

- ▶ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、5月10日に事務連絡『「待機児童解消加速化プラン」について』を各自治体に発出した。加速化プランの支援パッケージの概要とともに、潜在ニーズも含めた待機児童解消に意欲のある自治体の取り組みを支援するものであり、市町村の手上げ方式で実施することなどを改めて周知し、取り組みを依頼した。

## 《経過》

### ◇ 日本経済再生本部

2013. 4. 2	<p><b>第6回 日本経済再生本部開催：当面の対応に関する総理指示</b></p> <p>▶ 「第4回・第5回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」 ＜抜粋＞ ※当面の政策課題として対応を指示</p> <p>(雇用・少子化対策)</p> <p>○厚生労働大臣は、雇用制度改革について、以下の政策課題について対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●成熟産業から成長産業へ「失業なき円滑な労働移動」を図る。このため、雇用支援施策に関して、行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフトを具体化すること。</li><li>●ハローワークの有する情報を民間に開放し、各種就業支援施策の実施を民間に委任する等民間人材紹介サービスを最大限活用するための方策を具体化すること。</li><li>●多様な働き方を実現するため、正社員と非正規社員といった両極端な働き方のモデルを見直し、職種や労働時間等を限定した「多様な正社員」のモデルを確立するための施策を具体化すること。</li><li>●<u>少子化対策、女性の活躍推進の観点から、民間企業を含む多様な主体による大小様々な形態での保育事業の拡大を促進した自治体の成功事例を参考に、現在の取組や計画と比べて、待機児童解消策を抜本的に強化、加速化するための方策を具体化すること。</u></li></ul>
2013. 1. 23	<p><b>同本部のもとに1月23日に「産業競争力会議」を設置</b></p> <p>▶ 本年6月までに成長戦略をとりまとめる予定</p>
2013. 1. 11	<p><b>第2回開催：「日本経済再生に向けた緊急経済対策（案）」とりまとめ</b></p>
2013. 1. 8	<p><b>日本経済再生本部 設置・第1回開催（本部長：安倍晋三首相）</b></p> <p>▶ 目的：我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現すること。</p> <p>▶ これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔と位置付けて内閣に設置</p>
2012. 12. 26	<p><b>「基本方針」 閣議決定</b></p> <p>▶ ①経済の再生、②外交・安全保障の再生、③教育の再生、④暮らしの再生を推進するとする「基本方針」にもとづき、「日本経済再生本部」の創設、経済財政諮問会議の再開により、経済財政の中長期的方針や予算編成の基本方針などの経済財政政策の諸課題の取り組みが進められる。</p>

	◇日本経済再生本部 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/</a>
--	--

#### ◇ 産業競争力会議

2013. 4. 23	<b>第7回 開催</b> ▶ 人材力強化・雇用制度改革、健康長寿社会の実現等について協議した。厚生労働省（田村厚生労働大臣）は、「成長のための労働政策～施策の具体化に向けて～」を提示し、「待機児童解消加速プラン」及び待機児童の解消を目的とする「緊急プロジェクト（平成25・26年度）」等について説明した。
2013. 4. 17	<b>第6回 開催</b> ▶ 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築等について議論が行われた。
2013. 3. 29	<b>第5回 開催</b> ▶ 田村厚生労働大臣資料 ・「地域福祉サービスの担い手である社会福祉法人の経営高度化や障害者の社会参加を推進する」
2013. 3. 15	<b>第4回 開催</b> ▶ 田村厚生労働大臣発言 ・「待機児童解消に向けて、認可における裁量の排除や小規模保育の新設など多様化した保育メニューにより、保育ニーズの増大への計画的かつ機動的な対応を行っていく。この計画は、5年間を一つのサイクルとしており、第1期計画の終了年度である2019年度に、全国において待機児童が解消されるよう、全力で取り組んで行く。」
2013. 1. 23	日本経済再生本部のもとに設置
2013. 1. 11	<b>第2回開催：「日本経済再生に向けた緊急経済対策（案）」とりまとめ</b> ▶同本部のもとに1月23日に「産業競争力会議」が設置された。

#### ◇ 経済財政諮問会議

	◇3月まで7回開催 <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/index.html">http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/index.html</a>
2013. 1. 9	再開 ▶ <u>今後、中長期の経済財政の基本方針を定める「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）」を6月までにまとめる予定</u>
	※経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、平成13年1月に内閣府に設置された合議制の機関だが、平成21年9月の政権交代後は、国家戦略室が設置されたことから休止していた。

◇ その他

2013. 1. 11	<p><b>日本経済再生に向けた緊急経済対策 閣議決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 日本経済再生に向け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」を、これまでと次元の異なるレベルで、一体かつ強力に実行し、「経済再生」「復興」「危機管理」を実現する政策パッケージ“第1弾”と位置付ける。</li><li>▶ 復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点として、財政措置とともに政策金融などあらゆる政策を総動員し、規制改革の取組、為替市場の安定に資する施策が盛り込んだ。</li></ul>
	<p>◇日本経済再生に向けた緊急経済対策（本文） <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2013/0111_01taisaku.pdf">http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2013/0111_01taisaku.pdf</a></p> <p>◇日本経済再生に向けた緊急経済対策（概要版） <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2013/0111_01siryo.pdf">http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2013/0111_01siryo.pdf</a></p>

## 9. 災害対策

### 《直近の動向》

- 2013.4.15 「災害対策基本法改正案」国会提出（4月12日閣議決定）
- ▶ 高齢者や障害者など、災害時の避難に支援などが必要な人の名簿作成を市町村に義務づけ、その情報を、本人からの同意を得たうえで、あらかじめ消防や民生委員に提供することを可能に。
    - ※ 名簿の作成や提供には個人情報保護法の制約があるため、政府は今後、市町村向けの指針を整備する予定
  - ▶ 災害によって、自治体の機能が大きく低下した場合に備えて、国が救助活動や、障害物の撤去などを代行できる規定を新設

### 《経過》

#### ◇ 災害対策基本法

2012.6.27

改正「災害対策基本法」公布

- ▶ 東日本大震災の主な教訓を踏まえ、所要の改正を実施

### 《参考》

#### ◇ 改正「災害対策基本法」（平成24年6月）の概要

##### （1）大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ◆ 国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ◆ 地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ◆ 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

##### （2）大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ◆ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ◆ 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

##### （3）教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ◆ 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ◆ 地域防災計画の策定への多様な主体の参画

##### （4）その他

- ◆ 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

## 10. 予 算

### 《直近の動向》

▶ 2013.4.16 平成25年度予算 衆議院で可決

### 《経 過》

#### ◇ 平成 25 年度予算

2013. 3. 29	<b>平成 25 年度暫定予算成立</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 政府は、年度内に平成 25 年度年度予算案が成立しないため、総額 13 兆 1800 億円の暫定予算案を 3 月 27 日に国会に提出。29 日に成立</li><li>▶ 暫定予算の期間は 50 日間。政府は 5 月 20 日を期限として平成 25 年度年度予算案成立を目指している。</li></ul>
	◇平成25年度一般会計歳入歳出暫定予算概算 <a href="http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/">http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/</a>
2013. 1. 19	<b>平成 25 年度予算案 閣議決定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 総額 92 兆円を超える平成 25 年度予算案を閣議決定</li><li>▶ 平成 25 年度予算は、緊急経済対策に基づく 24 年度補正予算と一体的に「15 ヶ月予算」として編成され、補正予算同様に、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点化が図られている。</li><li>▶ 厚生労働省の一般会計予算案の当初額は、29 兆 4, 321 億円（前年度当初予算比 10. 3%増）。うち、社会保障関係費は 10. 4%増の 28 兆 9, 397 億円<ul style="list-style-type: none"><li>・待機児童解消のための保育所の定員増加等子育て支援の充実</li><li>・生活保護世帯の子どもに対する学習支援</li><li>・生活困窮者に対する新たな支援体制の構築（モデル事業の実施）等</li></ul></li><li>▶ 生活保護費については、生活扶助の基準額が引き下げられるが、受給者の増加で生活保護費負担金全体では 2 兆 8, 224 億円と前年度（2 兆 7, 924 億円）より増となった。</li><li>▶このほか、東日本大震災復興特別会計 977 億円（23. 4%減）、年金特別会計 55 兆 8, 871 億円（1. 4%減）、労働保険特別会計 3 兆 6, 937 億円（5. 4%減）を計上</li></ul>
2012. 12. 27	<b>臨時閣議：予算入れ替え指示</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 安倍首相が、民主党政権下の概算要求内容を精査し、「復興・防災対策」「成</li></ul>

	長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野を重点とした内容への入れ替えを指示
	◇平成25年度一般会計概算要求入れ替え要求額 <a href="http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/h250116.pdf">http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/h250116.pdf</a>
2012.9.7	<b>厚生労働省 概算要求を財務省へ提出</b> ▶ 一般会計の総額は、平成24年度当初予算比2.9%増の30兆266億円。これとは別に、東日本大震災復興特別会計に2,376億円を要求した（厚生労働省計上分659億円、復興庁計上分1,717億円）。
	◇平成25年度厚生労働省概算要求 <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13syokan/">http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13syokan/</a>
2012.8.17	<b>平成25年度予算 概算要求組替え基準 閣議決定</b> ▶ 社会保障費は高齢化等に伴う自然増（8,400億）を認める。生活保護費の見直しを行う。
	◇平成25年度予算の概算要求組替え基準について <a href="http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/index.htm">http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/index.htm</a>

#### ◇ 平成24年度予算

2013.2.26	<p><b>平成24年度補正予算成立</b></p> <p>▶ 政府は、1月15日に緊急経済対策など総額13兆円を超える平成24年度補正予算案を閣議決定</p> <p>▶ 厚生労働省は、「成長による富の創出」「復興・防災対策」「暮らしの安心・地域活性化」の三分野を重点とする緊急経済対策関係で7,034億円、基礎年金国庫負担割合2分の1の維持等で2兆5,164億円、合計3兆2,198億円を計上</p> <p>◆福祉関係予算 保育士の人材確保、子育て支援の充実のために、保育士の処遇改善、保育士・保育所支援センターの設置、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付等の「待機児童解消のための保育士の確保（安心子ども基金の拡充）：438億」や「保育や地域の子育て支援の充実等（安心子ども基金の積み増し・延長）：118億円」等が計上</p>
-----------	---

## 《参 考》

### ◇ 平成 25 年度厚生労働省の主な予算案（福祉関係）

#### 1. 待機児童解消策の推進など保育の充実 【4,611 億円】

- ◆待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大（約 7 万人増）
- ◆保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育の充実
  - ・家庭的保育（1 万人→1.3 万人）
  - ・延長保育（58.0 万人 →60.2 万人）
  - ・休日・夜間保育（休日：10 万人→11 万人、夜間：224 か所→252 か所）
  - ・病児・病後児保育（延べ 143.7 万人→延べ 171.8 万人）

#### 2. 認知症施策の推進 【34 億円】

- ◆認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及
  - ・認知症の早期診断・早期対応の体制整備、
  - ・地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、日常生活・家族支援の強化
  - ・地域ケア会議の開催支援

#### 3. 障害児・障害者の日常生活・社会生活支援の推進 【512 億円】

（障害児・障害者が地域で安心して暮らせる体制整備～共生社会の実現～）

##### (1) 社会参加の機会の確保（障害児・障害者の安心ある地域生活の支援）

障害児・障害者の自立と社会参加を支援するため、成年後見制度の活用を進める観点から、意思決定支援を行い 後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用を図るとともに、意思疎通支援を行う人材の育成などを実施

##### (2) 居住と日中活動の場等の整備

グループホームの整備や、発達障害を含む障害児に対する身近な地域での支援を強化する拠点となる児童発達 支援センターの整備、小規模グループによる療育ケアなどを推進。また、施設の改修（賃貸物件を含む）や、施設整備と一体的に行う就労訓練等のための大規模な設備等の整備を 新たに補助対象に追加

#### 4. 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築 【2 兆 8,224 億円】

##### (1) 生活扶助基準等の見直し

- ・生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差の 3 要素による影響を調整するとともに、平成 20 年以降の物価下落を勘案して見直し。
- ・生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成 25 年 8 月から 3 年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は 3 年間で約 670 億円程度）。
- ・期末一時扶助の見直し（国費への影響額は 70 億円程度）

## 5. 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

### (1) 生活保護の適正化対策等の推進 【50億円】

- ・子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供
- ・生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進

### (2) 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築 【30億円】

- ・生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施

◇平成25年度予算案（政策委員会ホームページ：ダウンロード→社会福祉関係予算）

<http://www.zseisaku.net/download.html>

## ◇ 平成 24 年度厚生労働省補正予算の概要（福祉関係）

### I 緊急経済対策関係

#### 第1 「成長による富の創出」関係

- 若年者への人材育成の推進 600億円  
（緊急人材育成・就職支援基金に若者育成支援事業（仮称）を追加）

#### 第2 「復興・防災対策」関係

- 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 143億円
  - ① 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 97億円
  - ② 社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資 46億円
- 災害時における在宅障害者の避難スペースの整備 16億円

#### 第3 「暮らしの安心・地域活性化」関係

- 待機児童解消のための保育士の確保 438億円  
（安心こども基金の拡充）
- 保育や地域の子育て支援の充実等 118億円  
（安心こども基金の積み増し・延長）
- 児童養護施設等の家庭的養護への転換 4.1億円

◇平成24年度厚生労働省補正予算案の概要

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/12hosei/dl/12hosei.pdf>

# 11. 人材確保

## 《直近の動向》



## 《経 過》

### ◇ 福祉・介護人材確保対策

2013. 3. 11

#### 社会・援護局関係主管課長会議（福祉基盤課）

- ▶ 「福祉・介護人材確保緊急支援事業」：緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業(住まい対策拡充等支援事業分)に新たに位置づけメニュー例を提示
  - ◆福祉・介護人材の参入促進
  - ◆潜在的有資格者等の再就業促進
  - ◆福祉・介護人材マッチング機能強化
  - ◆介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保 等
- ▶ 現行のホームヘルパー研修を簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修」を創設し、25年4月から施行予定。

#### <福祉・介護人材確保の現状と課題>

- ▶ 人口減少社会を迎え、労働力人口全体は減少する見通しである。雇用政策研究会報告書（平成24年8月）のシミュレーションによると、平成22年の就業者数は、6,298万人であったが、平成32年には5,937～6,289万人に減少するものと推計
- ▶ 産業別で見た場合には、医療・福祉は656万人（平成22年）であったのが、757万人～860万人（同32年）にまで就業者数が増加する見込み
- ▶ 介護分野については、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されており、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込み（年平均約6.8～7.7万人。介護職員の増は約6.3万人（20年度→21年度））
- ▶ 介護分野で働く介護福祉士については、平成23年は約51.4万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は36.7%）。近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成22年度1.38倍→平成24年11月1.84倍）
- ▶ 引き続き人材確保対策を講じていくことが重要であるが、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿としても期待されているところ。